

平成 31 年度 国立大学法人九州大学 年度計画

[平成 31 年 3 月 29 日 文部科学大臣届出]

(注) □内は中期計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(学士課程)

**【1】** アクティブ・ラーナー育成の取組を充実・発展させるため、カリキュラムを点検し、必要に応じた見直しを実施するとともに、外国語による授業等を増加させる。教育に係る 3 つのポリシーを再検証し、平成 28 年度より各授業でのルーブリック評価の活用を進めるとともに、平成 28 年度入学生より GPA2.0 以上を卒業の目安とした厳格な成績評価を行う。(戦略性が高く意欲的な計画)

1-1. 外国語の授業科目及び日本語の併用を含む外国語による授業科目の増加を図るため、平成 30 年度に定めた各学部の外国語授業科目の開講率に基づき、各学部にてその達成に向けた取組を行う。また、外国語による授業科目の開講状況について「部局インセンティブ経費(大学改革推進経費)」の導入による効果を検証する。

1-2. 入試制度改革に伴いアドミッション・ポリシーの見直しを実施し、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性を点検する。また、見直し後のアドミッション・ポリシーに基づき、具体の入試実施方法について検討する。

1-3. 成績評定の分布や GPA の推移をモニタリングし、GPA2.0 以上を卒業の目安とすることを踏まえた履修指導等を行う。また、厳格な成績評価の実施に向けて、ルーブリック評価を活用した授業科目の増加を図るため、平成 30 年度に定めた各学部のルーブリック評価の実施率(目標)に基づき、各学部はその達成に向けた取組を行う。

**【2】** 主体的な学びや実践的技能を涵養する教育機会を拡大するため、新たな双方向型教育や体験型教育を実施するとともに、全学的なラーニング・ポートフォリオを導入する。

2-1. 各学部等の学生参加型、体験型授業の増加を図るため、平成 30 年度に定めた各学部の学生参加型授業等の開講率(目標)に基づき、基幹教育院次世代型大学教育開発センターと連携して、各学部はその達成に向けた取組を行う。また、共創学部で共創基礎プロジェクトの一つとして PBL(Project Based Learning) 型の授業科目を実施する。

2-2. ラーニング・ポートフォリオを活用した授業科目の増加を図るため、平成 30 年度に定めた各学部の M2B システム(学習支援システム)の導入率(目標)に基づき、各学部はその達成に向けた取組を行う。

**【3】** 「骨太のリーダー育成」のため、国際的な教育プログラムを平成 30 年度までに開発・実施する。このため、柔軟なカリキュラム編成を可能とし、留学や海外短期プログラムへの参加を容易にする目的で 4 学期制を導入する。

3-1. 留学コーディネーターを中心に、共創学部で新たに開拓した協定大学と留学交流プログラムを実施する。

3-2. 各学部(文、教育、法、経済、理、薬、工、農)に設置された国際コースのカリキュラムを実施する。また、各学部の国際コースにおける授業科目を共通で履修できるようにするなど、国際コース間の連携方策の実施に向けた検討を行う。

- 3-3. クォーター科目を増加させるため、平成 30 年度に定めた各学部のクォーター科目の開講率（目標）に基づき、各学部はその達成に向けた取組を行う。また、各学部で設定する留学推奨期間の実施状況をモニタリングするとともに、各部局が留学を促すような環境を整備し、学生のモビリティ向上を図る。

（大学院課程）

**【4】** グローバル化への対応や社会の要請に基づく人材養成などへの対応を進めてきた大学院カリキュラムの実質化を図るため、国内外の大学とのダブル・ディグリー及びジョイント・ディグリープログラム等を積極的に開発する。また、博士課程教育リーディングプログラムの成果に基づく大学院教育プログラムを発展させる。

4-1. 国内外の大学とのダブル・ディグリープログラム等を着実に実施するとともに、新たに協定締結を予定するプログラムの準備を進める。

4-2. 大学院教育改革指針で提言した学府間を横断するオーダーメイド型学位プログラムである「ダ・ヴィンチプログラム」を活用した新たな教育プログラムを検討する。

**【5】** 平成 30 年までに将来大学教員を目指す学生に倫理観、指導力等を育む教員養成プログラムを開発・実施する。加えて、大学院における教育環境のグローバル化を推進するため、平成 31 年度までに外国語を用いて行う授業の割合を 20%程度まで高める。

5-1. 研究（者）倫理等による教育（行動規範、研究不正等）を e-learning により実施する。また、昨年度制度化したティーチング・フェロー（TF：教員の指導の下、講義の一部を担当できるティーチング・アシスタント）の教育に必要な科目を開発し、大学教員準備プログラム（PFFP）に加える。

5-2. 外国語の授業科目及び日本語の併用を含む外国語による授業科目の増加を図るため、平成 30 年度に定めた各学府の外国語授業科目の開講率に基づき、各学府にてその達成に向けた取組を行う。また、外国語による授業科目の開講状況について「部局インセンティブ経費（大学改革推進経費）」の導入による効果を検証する。

## （2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

**【6】** 国際通用性を持つ教育システムの構築に取り組んできた実績を活かし、グローバル社会で活躍できる人材を養成するという目的で、平成 30 年度までに新学部を設置する。（戦略性が高く意欲的な計画）

6-1. 共創学部において、グローバル社会の中で、他者との協働により社会的課題を解決する人材育成を行うため、多様な視点を融合させながら学修する課題発見・解決型のカリキュラムを実施する。

**【7】** 部局での教育と大学全体の教育改革の有機的な連携を実現し、教育の質の向上を目指す司令塔的役割を担うことを目的として、新たな教育動向の調査研究、教育手法開発等を行う教育改革組織を設置する。

7-1. 教育改革推進本部が提案する全学的な教育改革に資する取組である「教育改革推進プロジェクト」については、平成 30 年度に追加された新たな取組である「一般入試における主体性評価の推進」を含め、すべてのプロジェクトを着実に実施する。また、部局が提案する教育の質向上プログラムである「NEEP（Next Enhanced Education Program）」については、平成 29 年度及び平成 30 年度に採択した取組を支援する。

7-2. 本学の教育力の向上を目的として、科目開発、教職員の能力向上、専門人材育成に関するFD・SDを実施する。また、FDポータルシステムを通じ、FDの参加状況を可視化し、参加促進を図る。

7-3. 昨年度制度化した、教員の研究時間の確保や教育の質の向上、さらには学生の指導力の向上を目的とする新たなティーチング・アシスタント（TA）制度を実施する。

### （3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

**【8】** 学生生活をより豊かなものとするために、学生の学習・生活環境の整備や奨学育英制度を充実する。特にキャンパス移転完了までの間は、分散キャンパスの現状を踏まえて、学生の利便性に配慮した支援を行う。

8-1. 課外活動団体の強化や課外活動の活性化に引き続き取り組むとともに、学生の学習・生活環境の充実に取り組む。

8-2. 見直し後の奨学育英制度を実施する。

8-3. キャンパス移転完了後も分散キャンパスとなる現状を踏まえ、引き続き学生の利便性に配慮した支援を行う。

**【9】** 障害の多様化、深刻化する学生のメンタルヘルス問題等の新たな課題や留学生の住居、就職に関する問題への対応のため、アクセシビリティ教育の充実や学生のピアサポートを推進するなど、学生支援体制の改善・充実に取り組む。

9-1. 障害学生支援に対する意識のさらなる向上のため、全構成員に対する啓発研修の継続実施など、引き続き障害者支援に係る取組を実施する。さらに、障害学生向けのキャリア・就職支援企画を実施するとともに、2020年度以降の科目化へ向けた検討を行う。

9-2. キャンパスライフ・健康支援センターが中心となり、留学生の相談体制を充実させるなど、メンタルヘルス問題等に引き続き対応する。

9-3. 満足度調査を踏まえた留学生居住環境の改善を引き続き実施する。留学生向けのキャリア・就職支援企画及び科目化したキャリア教育を実施する。

### （4）入学者選抜に関する目標を達成するための措置

**【10】** 新学部の設置に併せ、新たな入試制度の開発を行うとともに、アドミッションセンター機能の充実・強化、新たな入試手法の研究開発、入試改革に対応した求める人材像を含むアドミッション・ポリシーの見直しを開始する。

10-1. 本学の新たな入試制度「九州大学新入試 QUBE」の実施にあたり、大学入学共通テストの検討・準備の動向や、2017年度に先行実施した共創学部入試の検証を踏まえつつ、2021年度入試（2020年度実施）に向けて具体的に全学展開を進めていく。

10-2. 一般選抜における主体性評価について、アドミッションセンターが中心になり、他大学の入試方法に関する情報等を分析するとともに、各学部との連携を図り、各学部のアドミッション・ポリシーに適合した評価方法について検討・開発を行っていく。

10-3. 2021年度入試（2020年度実施）について、2020年度初頭に発行する大学案内や入学者選抜概要での公表に向けて、「九州大学新入試 QUBE」の各入試区分別に、選抜の観点等を明らかにしたアドミッション・ポリシーの見直しを行う。見直しにあたっては、教育改革推進本部が作成したフレームワークに基づき、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとの間の整合性を図りながら、学部毎に進め、必要に応じ「障害者への合理的配慮」

についても考慮する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

**【11】** 新たな学術領域を切り拓くために、世界的に本学の強み・特色として評価を受けているエネルギーを始めとした研究分野を連携・融合させ、様々な角度から課題解決に取り組む研究教育機構（仮称）を創設する。（戦略性が高く意欲的な計画）

11-1. アジア・オセアニア研究教育機構を設置し、運営体制を整備する。エネルギー研究教育機構においては、これまでの国際シンポジウム「エネルギーウィーク」の成果を核として、再生可能エネルギーに関する横断的国際共同研究を実施する。また、これまでの社会実装に向けた研究実践の成果を踏まえて、エネルギー教育プログラムを実施する。さらに、研究成果を技術革新へ誘導するため、社会連携によりこれまで把握したニーズを研究開発へ反映させる取組を行う。

**【12】** ミッションの再定義等で明らかにされた化学、エネルギー、環境、物質・材料分野、数理学、大規模コホート研究、生命科学分野等の本学の強みをさらに発展させるため、海外の大学等から研究者（研究ユニット単位）を招へいし組織的・継続的な研究交流を推進する。

12-1. 本学の強みである研究分野をさらに発展させるため、「Progress100」について、前年度までに行った、支援終了後に引き続き追加支援を行う等の制度改善を含め、海外の大学等から研究者（研究ユニット単位）を招へいし、引き続き組織的・継続的な研究交流を促進する。

**【13】** 世界トップクラスの卓越した研究成果が期待できる分野を世界最高水準の研究拠点となるように「大学改革活性化制度」等により重点支援し、世界に誇り得る先進的な研究成果を生み出していく。

13-1. 世界トップクラスの卓越した研究成果が期待できる分野に対し、「研究上の強み」に係る検討結果も踏まえて、各種支援制度により重点支援を行う。

**【14】** 人文社会科学系の研究者が先導する異分野融合研究を推進し、学際・異分野融合のチーム型研究のモデルとなる研究領域を創出する。

14-1. 申請要件見直しなど昨年度までに行った制度改善を踏まえ、人文社会科学系の研究者が先導する異分野融合研究を促進するために、引き続き学内支援制度「つばきプロジェクト」を実施する。また、部局を超えた連携への支援方策を検討し、異分野融合研究への支援を拡充する。さらに支援方策の充実のため、人文社会系の「協働研究・教育プラットフォーム（人社系協働研究・教育commons）」の担当教員との意見交換・アンケートを行う。

**【15】** 本学の強みや特色の重点化に対する貢献及び他分野との連携・協力を積極的に推進するため、中核的研究拠点である共同利用・共同研究拠点の機能と活動を充実させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

15-1. 共同利用・共同研究拠点において各拠点では次のような取組を実施する。

**【産業数学の先進的・基礎的共同研究拠点】**

・共同利用研究の拡充やスタディグループ及びアジア太平洋産業数学コンソーシアム（APCMFI）やオーストラリア分室を活用して、国際共同研究の推進を図り、産業数学関連のイベントへの教員・大学院生・企業研究者の参加を促す。また、情報基盤研究開発センター内に新設される「汎オミクス計測・計算科学センター」に参画し、多分野を横断的に研

究する数学の新研究分野の創出を通して若手人材を育成する。

**【多階層生体防御システム研究拠点】**

・「効率的な共通機器運用体制」を充実させ、共同利用・共同研究拠点（多階層生体防御システム研究拠点、トランスオミクス医学研究拠点ネットワーク形成事業）としての活動を強化するとともに、トランスオミクス研究に基づくシステム免疫学研究実施のための体制を確立する。

**【応用力学共同研究拠点】**

・特定研究に設定した分野横断型共同研究を実施して3分野（地球環境、新エネルギー、プラズマ・核融合）の融合研究を促進する。拠点活動による成果の学内外への積極的な広報を実施する。また、若手キャリアアップ共同研究等により若手研究者を育成する。

**【物質・デバイス領域共同研究拠点】**

・共同利用・共同研究拠点中間評価（平成30年度）でS評価を得たことを踏まえ、若手研究者がPIとなるコアラボ研究、共同研究の国際化を加速・推進するとともに、新たに採択された文部科学省・先端研究基盤共用促進事業等を活用して、施設利用促進に取り組む。

**【学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点】**

・平成29年度に新規導入したスーパーコンピュータシステム「IT0」の特徴を活かし、従来の数値計算主体の研究に加えて、データサイエンス領域に関連した活動と共同研究の取組を実施する。

**【各拠点の連携による計画】**

・5拠点で連携し、情報基盤開発研究センター附属「汎オミクス計測・計算科学センター」を設置する。

**【16】** 本学の強み・特色を有する、世界トップレベル研究拠点であるカーボンニュートラル・エネルギー国際研究所におけるエネルギー関連の研究分野等においてイリノイ大学等と連携し、研究体制を整備するとともに最先端の研究を推進する。併せて、海外の世界トップレベルの大学から外国人研究者を招へいし、世界最高水準の国際共同研究を実施する。また、自然科学とくに理論系、数学系および人文社会科学系など多様な分野との連携・協力を積極的に推進し、学内の英知を集結することにより、研究体制のさらなる充実を図る。（戦略性が高く意欲的な計画）

16-1. カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所（I<sup>2</sup>CNER）のWPIプログラム期間終了後を見据えて、2020年度以降の体制と研究領域の構築を開始する。優れた研究環境及び機能の維持のために、必要な措置を講ずる。多様な分野との連携・協力を積極的に推進するとともに、産業界との連携強化を促進し、研究体制のさらなる充実を図る。また、イリノイ大学、ニューサウスウェールズ大学、ユーリッヒ研究所等海外機関との連携を強化する。

**（2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置**

**【17】** 研究者の学術研究活動の支援を行うために、研究推進職（いわゆるリサーチ・アドミニストレーター）等の拡充を図るとともに、研究者の多様性を促進するために若手研究者、女性研究者及び外国人研究者を継続的に育成・支援する。

17-1. 文部科学省「リサーチ・アドミニストレーターの質保証に資する認定制度の導入に向けた論点整理」、研究大学コンソーシアム「高度専門人材・研究環境支援人材の活用に関するタスクフォース」議論のまとめ及びRU11「高度専門人材の在り方」の議論を踏まえつつ、

本学における URA の在り方を検討し、新たな制度設計を進める。また、URA に係る各種取組を学内外に広く発信する。

- 17-2. 前年度までに行った効果の検証及び制度改善を踏まえ、若手研究者、女性研究者及び外国人研究者を育成・支援するため、国際学会への派遣、英語論文執筆の支援、研究費助成、外部資金の獲得支援などを行う「研究活動基礎支援制度」や、「QR プログラム」等の学内支援制度を実施する。また、テニユアトラック制度の実施のほか、九州大学ルネッサンスプロジェクトを踏まえた支援方策の見直しを行う。

**【18】** 女性研究者の積極的な採用と教授及び管理職への登用に努めるとともに、新たに伊都キャンパスに設置する男女共同参画推進拠点を中心に、女性研究者の支援やキャリア教育・相談活動等を充実させ、研究と育児等の両立が実現できる環境整備を行うことにより、女性研究者比率を 15%以上に増加させる。

- 18-1. 女性研究者を積極的に採用し、教授及び管理職へ登用する。  
18-2. 女性研究者の支援やキャリア教育・相談活動等を実施する。  
18-3. 研究と育児等の両立が実現できる環境整備を行う。

### 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

**【19】** 大学シーズの実用化、産業界の課題の解決、社会問題の解決を 3つの柱とする本学の産学官民連携を推進する機能を整備・強化する。具体的には、産学官民連携機能を支える事務支援体制を整備するとともに技術流出防止マネジメント体制等を構築する。

- 19-1. 産学官民連携を強化するため、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に基づき、産学連携の支援体制の強化、費用負担の適正化、知的財産のマネジメント強化を行う。また、技術流出防止マネジメントシステムを普及・啓発し改善を行う。

**【20】** 産業界や自治体等のニーズや課題に的確に対応する共同研究（組織対応型連携プロジェクトを含む）・受託研究を実施し、産学官民連携を推進する。また、大学、研究機関、産業界、自治体等との連携を強化し、本学の強みを活かしたイノベーション創出プロジェクトを推進する。

- 20-1. 産業界、研究機関、自治体、民間等との連携を強化し、総合大学であるという強みを活かした共同研究の増加に向けた取組を実施する。

### 4 その他の目標を達成するための措置

#### (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

**【21】** 学生交流及び教育研究交流を活性化させるため、平成 30 年度までに既存の各海外拠点における機能の明確化や今後の海外拠点の整備計画を作成するほか、アジア、オセアニア等に第二期中期目標期間中に新規設置している研究教育拠点を活用し、機能に応じた国際交流を実施する。

- 21-1. 各海外拠点に対して行ったレビューに基づき、既存の拠点の機能再編を順次行うとともに、中東地域における新たな拠点の設置を行う。  
21-2. オーストラリアの協定校等と連携した研究教育拠点プロジェクト等において、学生交流プログラム等を通じて、複数分野での交流を引き続き促進する。また、台北オフィスを活用した共同シンポジウムの開催等を通じて、協定校との連携を強化する。

**【22】** グローバル人材を育成するため、日英産学連携スキーム「RENKEI」等による国際的な大学等コンソーシアムや各国の学長会議など、海外の大学との国際的なネットワークを目的別に活用して、魅力ある学生交流や研究交流の機会を増やす。

22-1. 2国間のコンソーシアム「MIRAI」、「RENKEI」におけるセミナー、ワークショップ等を活用し、スウェーデン、英国等の大学との教育研究交流を促進する。

22-2. 日本と海外の大学の学長会議へ戦略的に参加する。また、大規模な国際会議を主催し、本学のレピュテーション向上に寄与する。

**【23】** 海外への技術協力や日本エジプト科学技術連携センターをはじめとした海外大学支援、また途上国の人材育成のため、新たに整備する国際協力に従事できる教員のデータベースを活用しながら、学内の国際協力プラットフォームで協力体制を検討・再構築し、国際協力活動を実施する。

23-1. 国際協力関係データベースを活用し、JICA 事業等の案件形成の支援を行い、事業申請の促進を図る。

23-2. エジプト・日本科学技術大学 (E-JUST) 等の海外大学への支援を継続的に行うとともに、JICA との協力を通じて途上国の人材育成事業を実施する。

**【24】** 大学内の国際化を進展させるため、国内外での戦略的なリクルート活動、多様なプログラムの実施、国際交流や留学生への支援体制の整備と拡充を行うなどにより、留学生を受け入れ、全学生数に対する留学生数の割合を 16%以上とする。

24-1. 優秀な留学生獲得のため、新たな地域におけるリクルート活動及びその検証等と、関係部署や部局等と連携した国内外での効率的・戦略的な募集活動を実施する。

24-2. 既存のプログラムの見直し、改善に加え、大学間及び部局間協定締結校等との新規プログラムの開発に向けて検討を行う。

24-3. 国際交流や留学生への支援体制の整備と拡充を引き続き行う。特に、留学生の増加に伴う宿舎等の入居施設の拡充等について検討を行う。

24-4. 通年留学生受入数 16%以上を維持し、留学生の受け入れの取組を引き続き実施する。

**【25】** 日本人学生の国際的視野の涵養のため、入学時からの留学紹介、学内の交流事業の活性化、語学力向上の取組等を行い、交換留学や海外インターンシップに参加させるなど、日本人学生の海外体験の機会を増やす。

25-1. 日本人学生の海外留学等増加のための留学説明会や留学生との交流行事等を引き続き実施する。

25-2. 日本人学生の海外派遣増加のため、語学力向上と危機管理対策等の取組を引き続き実施する。また、海外派遣に係る支援制度を検討する。さらに、海外留学、インターンシップ等に参加させるための取組を引き続き行う。

25-3. 日本人学生の海外体験や留学への取組を部局と連携しながら引き続き実施する。

**【26】** スーパーグローバル大学創成支援「戦略的改革で未来へ進化するトップグローバル研究・教育拠点創成 (SHARE-Q)」事業の目標達成に向け、教育・研究の国際化の推進とこれらを支えるガバナンス改革を遂行し、構想調書に掲げた 9 つの Share の相乗的・協働効果によりグローバル・ハブ・キャンパスを創成する。また、全学的な国際化を支える事務職員等の能力向上のひとつとして、英語運用力基準を満たす職員の割合を向上させる。これらによる教育研究の成果をレピュテーションの向上につなげるとともに、世界大学ランキングトップ 100 を念頭においたレピュテーション・マネジメント戦略を策定する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- 26-1. グローバル人材の育成、学生流動の促進等、教育の国際化をより効果的に推進するための学内組織の再編計画を策定する。
- 26-2. 事務職員の英語力に応じた体系的な研修を実施する。
- 26-3. 国際展開上重点地域であるアジア地域に対し教育研究の成果を発信するとともに、海外大学とのネットワークの強化により本学の認知度向上を図るために、QS APPL (Asia Pacific Professional Leaders in Education) 2019を開催する。

## (2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

**【27】** 全人的医療人の育成とチーム医療を実施する目的で、育成委員会が教育内容を充実させ、「全人的医療人育成教育プログラム（臨床指導者コース、医療人コース）」におけるワークショップ及び研修会を実施する。

- 27-1. 卒前教育と連携した卒後教育におけるプログラムを継続実施し、全人的医療人育成委員会において評価及び改善を行う。また、医療人育成のための研修会を開催し、全人的医療人育成委員会において改善点を検討する。さらに、病院で実施する研修の最適化・効率化を図るため、各種研修の実施状況等を一元把握・管理する。

**【28】** 実用化を目指した医学研究の推進体制を強化し、良質な観察研究・橋渡し研究・臨床試験を推進することで、循環器疾患、がん、医療機器分野を中心とした先端的医療技術の開発へつなげる。また、ライフイノベーションを推進・支援する人材の育成を図るために、臨床研究の認定講習制度に上級コースを整備する。

- 28-1. 新規支援の増加を図るとともに、観察研究のさらなる質向上のための体制作りを行う。また、油症患者、継世代及び健常者を対象とした検診・アンケートによるダイオキシン類の健康実態調査の解析を行う。
- 28-2. 年間10回以上のライフイノベーション関連研修・講習を行う。

**【29】** がん医療、救急・災害医療及び先端的医療等、高度な医療を推進する。

- 29-1. 地域の体制整備を推進する。小児がんに関しては、地域における業務体制強化及び連携強化を推進する。
- 29-2. 多職種を含む早期回復チームを結成し、稼働させる。防災訓練、災害時の初動訓練の実施に加え、ヘリポートを用いた災害時救助訓練を実施し、災害対策マニュアル及びアクションカードの整合性を図る。訓練を踏まえ病院BCP第1版の検証を行う。原子力災害拠点病院として必要な施設整備・備品の整備を行う。加えて人材養成を行い、原子力災害対応訓練を実施する。
- 29-3. 社会への情報提供と大学病院の地域医療への貢献を理解してもらうため、3年間の実績を情報公開する。

**【30】** 医科患者に口腔ケアを含めた周術期医療を提供できる環境と体制の整備を目的として、多診療科及び多職種による多領域医療連携を強化する。また、前方連携、後方連携に伴う連携の拡大により地域医療連携を強化するとともに、国際化を強力に推進する目的で設立された「国際医療部」を中心としてICTを活用した遠隔医療教育プログラムの拡充等による国際医療連携を推進することにより、地域貢献・国際貢献を行う。

- 30-1. 多診療科及び多職種による多領域医療連携を強化する。
- 30-2. 前方・後方連携の強化のため、連携医療機関との連携を強化する。また、地域の医療機関との連携強化を推進する。



30-3. 遠隔医療教育プログラムの地理的及び分野的拡大を推し進めるとともに、海外への遠隔医療相談を継続し、課題を抽出する。また、国際的人事交流をさらに促進し、同時に院内英語教育の充実に努める。

**【31】** 先進的医療の実践と臨床研究の推進が求められている大学病院で、医療安全管理や医療関連感染に関するマニュアルの整備、講習会への職員の出席、業務改善への取組を推進するなど、医療安全文化の醸成と感染制御の体制強化を図るとともに、情報セキュリティ対策の実施による情報セキュリティの強化を図る。また、QI（クオリティ・インディケータ）の活用やクリティカルパス活動の推進により医療の質の向上を目指す。さらに、患者満足度を向上させる質の高い患者サービスを提供する。

31-1. モニタリング項目の追加及び患者と医療者を守るためのマニュアルの改訂を行う。また、医療関連感染の低減に向けた取組の評価を行うとともに地域及びアジアにおける感染予防対策に関する取組を行う。

31-2. 病院情報システム更新に伴う情報セキュリティポリシー及び実施手順書の改定を実施する。

31-3. 優先度が中程度のQI（病院独自の指標）の公開を行う。

31-4. 蓄積したパスデータを解析し、その結果を用いてパス改訂を行う。

31-5. 患者サービスの質の向上を目的とした活動を取りまとめるとともに現状把握、検証を行う。

**【32】** 国の医療政策に適合した経営指標による分析・評価を行うとともに、社会情勢を踏まえた不断の増収・経費節減方策を企画・立案し、それらを実施することにより健全な病院経営を行い、安定的な経営基盤の強化に取り組み、最先端医療の提供を行う。

32-1. 一層の精度向上を図った経営分析を行い、病院経営の管理体制を強化する。

### （3）学術情報基盤に関する目標を達成するための措置

（附属図書館）

**【33】** 図書館において、教育組織等との連携、学生協働をすすめ、グローバル化に対応した学修・教育の支援を拡充する。

33-1. 教育組織等と連携しつつ、図書館における基幹教育支援及び高年次専門教育支援を充実させる。

**【34】** 各学問分野の学術情報の整備、情報サービス機能の拡充をすすめるとともにオープンサイエンスを推進する。

34-1. 資料及び資料保存環境の整備を実施するとともに、オープンサイエンスの基盤を整備し、貴重資料等のデジタル化を推進する。

**【35】** 箱崎キャンパスからの図書館移転を完了させ、国際化拠点図書館として新たな中央図書館を伊都キャンパスに整備するとともに、附属図書館の組織・運営体制を再構築する。

35-1. 再構築後の新たな組織・運営体制のもとで図書館の業務を効率化し、サービス機能を強化する。

(情報統括本部)

**【36】** 世界的研究・教育拠点としての教育研究推進のため、強靱なサイバーセキュリティ環境を構築し、安全で安心な高度情報通信基盤の整備を促進する。また、国内外の大学連携組織との連携による情報通信環境の強化及び人材育成を行う。特に、学生および教職員のサイバーリテラシの向上に取り組む。(戦略性が高く意欲的な計画)

36-1. 本学総合情報伝達システム「KITE」及び全学無線 LAN の運用管理や障害対応を実施するとともに、全学ファイアウォールの運用管理等、セキュリティ対策を実施することにより、学内ネットワークの維持、安定に努める。また、学外研究・教育用ネットワークとの連携を深め、相互接続の調整及びネットワークを利用した研究の支援を実施する。

また、国内外の大学、機関との連携で得たサイバーセキュリティ対策に関する高度な技術や最新の知識を業務や教育支援に引き続き還元するとともに、教職員用の eラーニング教材の学生への提供を始める。

さらに、我が国の学術研究の振興に寄与するため、2017年に導入した最先端のスーパーコンピュータシステム「ITO」を安定運用し、学内外の研究者に資源提供するとともに、HPCI や JHPCN の公募採択課題の研究推進へ貢献する。特に 2019、2020 年度は「京」コンピュータが停止する期間が予定されており、この期間を支えるシステム (HPCI 第二階層システム) の構成機関として、一定量の計算資源を拠出し、日本の計算科学を支える。また、HPC とデータサイエンスの新しい融合領域の研究を支援する活動を推進する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

(組織)

**【37】** 総長のリーダーシップの下、ミッションの再定義や自己点検・評価等による現状分析、機能強化の視点等を踏まえ、学問や社会の変化に柔軟に対応し、本学独自の取組である「大学改革活性化制度」等を活用した戦略的・重点的な学内資源の再配分を行う。

37-1. 総長のリーダーシップの下、第3次「大学改革活性化制度」を活用した戦略的・重点的な学内資源の再配分を行う。

**【38】** 監事監査に対するサポートを充実させるため、監事を支援する職員をガバナンス内部統制、コンプライアンス又は不正防止等に関するセミナー等に参加させるとともに、監事を支援する事務体制の見直しを行う。また、経営協議会等の外部有識者が参画する会議等における学外委員からの意見を参考に、幅広い視野による自立的な大学運営の改善を行う。

38-1. 監事監査に対するサポートを充実させるための取組を実施する。また、経営協議会等の外部有識者が参画する会議等における学外委員からの意見を参考に大学運営の改善について検討する。

(人材)

**【39】** 改革加速期間に導入した年俸制を活用し、多様な人材を確保するため、年俸制教員の業績評価結果の分析を踏まえた業績評価基準等の見直しを行うとともに、年俸制教員を平成 27 年度に比して 100 人以上増加させる。

39-1. 人事給与マネジメント改革を促進するため、適正な業績評価基準について検討を行い、新たな年俸制を導入する。

**【40】** 多様な人材を確保するため、高度専門職員として研究推進職（いわゆるリサーチ・アドミニストレーター）を置き、研究推進主幹、研究推進准主幹、研究推進専門員の3階層で雇用する制度を平成26年度に整備した。今後は、研究推進職に加え、高度な専門性を有する者等について、さらに多様な人材を確保するための雇用制度の構築に向けた検討を行う。

40-1. 昨年度構築した新たな雇用制度である「学術推進職」について周知のうえ、当該雇用制度の運用状況を把握し、高度な専門性を必要とする分野への展開・適用を図る。

**【41】** 大学の国際化を推進するため、国際交流協定締結大学や交流の深い研究機関等からの招へい等により、外国人教員の雇用を組織的・戦略的に推進し、外国人教員数を平成25年度に比して倍増の220人以上を目指し、計画的に増を図る。

41-1. クロスアポイントメント制度等の各種制度の活用により外国人教員の増加を図る。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

**【42】** ミッションの再定義や、自己点検・評価等による現状分析、機能強化の視点等を踏まえ、総長のリーダーシップの下、学問や社会の変化に柔軟に対応し、本学独自の取組である「5年目評価、10年以内組織見直し制度」等を活用した戦略的・重点的な教育研究組織の強化・再編成を行う。特に人文社会科学分野等の再編成の検討・実施及び機能強化や国際化に積極的に取り組む。（戦略性が高く意欲的な計画）

42-1. 「5年目評価、10年以内組織見直し制度」に基づく、第3期中期目標・中期計画期間の5年目評価（2020年11月頃）の実施に向け、これまでの実施状況を踏まえ、制度全体の検証を行う。

42-2. 人社系協働研究・教育コモンズ企画運営室を中心に、文系4学部副専攻プログラムでの教育連携を研究活動に発展させ、人文社会科学系4部局（人文科学研究院、人間環境学研究院、法学研究院、経済学研究院）の協働研究・教育活動を推進する。

## 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

**【43】** 伊都キャンパスへの移転の進捗状況等に合わせた全学的な事務体制の再編を行うとともに、業務のあり方を継続的に見直し、業務の効率化・合理化等の業務改善を図る。

43-1. 伊都キャンパス移転後の事務組織体制について検証を行い、必要な見直しを行うとともに、業務の効率化・合理化に向けた改善の取組を実施する。

## Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

**【44】** 財務分析データの活用等により、外部資金等自己財源の確保に通じる方策を実施するなどして、財源を確保し、総長裁量経費の大幅拡大など、総長のリーダーシップによる戦略的・効果的な配分を行う。

44-1. 研究推進職（URA）等による外部資金獲得のための支援を実施する。また、余裕金の資金運用の拡大など、自己財源の獲得に向けて、新設の増収方策を着実に実施するとともに、新規の増収方策を検討する。

44-2. 学内予算配分方針に基づき、外部資金等自己財源を含めた学内資源を確保し、総長のリーダーシップによる戦略的・効果的な配分を行うとともに、中期的収支推計を見通した次年度の効果的な予算配分基準を策定する。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【45】財務分析データの活用等により、既存業務や調達方法等の見直しを進め、さらなる管理的経費の抑制を図る。

45-1. 省エネ、購入数量の縮減等、管理的経費の抑制を徹底する。また、蓄積した分析データ等を活用し、経費抑制方策を実施する。併せて、業務改善・効率化による経費抑制を図る。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【46】建物、既存設備等、保有資産の円滑な活用等を促す環境の構築に努め、学内外の有効活用を推進する。

46-1. 土地、施設等の有効活用方策の具体的な検討を継続するとともに、平成30年度に決定した「九州大学における施設等の有効活用に関する指針」に定める「施設使用制度」に必要な運用基準等の策定に向けて所要の手続きを進める。また、共同利用設備について、利用促進につながる取組を実施する。

【47】移転跡地等については、関係機関と協議しつつ、移転完了後速やかに土地の売却を進める。

47-1. 箱崎キャンパス跡地において建物解体、土壌汚染対策及び埋蔵文化財調査を着実に実施する。また、移転跡地（箱崎・原町）及び売却予定地の処分に向けて共同事業者及び関係機関との協議を進展させるとともに、処分条件が整った移転跡地等を売却する。

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

【48】教育研究活動等の改善を促進するため、毎年度2回の自己点検・評価や3年毎の教員活動評価（計2回）等の実施、Webサイト等を活用した自己点検・評価状況の情報公開及びIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動の実施により、点検・評価活動を推進する。

48-1. 「内部質保証の実現に向けた自己点検・評価の基本方針」等に基づき、年2回の自己点検・評価を実施するとともに、第3期法人評価期間の4年目終了時評価に向けた基本方針、責任体制、手順等を整備し、達成状況報告書等の作成に着手する。

48-2. 第3回の教員活動評価の検証結果から、課題解決及び制度改善に向けた取組を実施する。

48-3. 教育研究の状況や内部質保証の実現に向けた自己点検・評価に関する取組等の情報を、Webサイトを通じて広く国内外に発信するとともに、学内限定サイトを活用して構成員への情報共有を行い、利活用を促進する。

48-4. IR機能強化に向けて、関連部署との連携強化等を通じた執行部への分析報告内容の充実及び学内外のIR人材育成のための取組を行う。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【49】伊都キャンパス移転の第Ⅲステージ整備を平成30年度に完了する。

（平成30年度に完了したため、2019年度は年度計画なし）

【50】都市や地域の核となる大学キャンパスを目指して、公益財団法人九州大学学術研究都市推進機構、自治体、周辺住民及び関係機関とのまちづくりの会議を開催する等により連携を強化し、キャンパス周辺の環境整備を推進する。

50-1. 伊都キャンパス移転完了を契機に、公益財団法人九州大学学術研究都市推進機構、自治体、周辺住民及び関係機関とのまちづくりの会議を開催する等により連携をさらに強化する。

**【51】** 安心・安全なキャンパスの環境整備を推進するため、既存建物の改修や屋外ライフラインの更新等の老朽化対策を実施する。なお、研究教育棟Ⅰ施設整備事業、生活支援施設ウエストⅡ、学生寄宿舍Ⅰ施設整備事業、実験施設整備事業、総合研究棟改修（旧医学部基礎A棟）施設整備事業及び理学系総合研究棟施設整備事業については PFI 事業として確実に推進する。

51-1. 国等の財政動向を踏まえつつ既存施設等の老朽化対策を実施し、安心・安全なキャンパスを推進する。

51-2. PFI 事業施設における維持管理等のモニタリング（確認業務）を適正かつ着実に実施する。

**【52】** 組織の変更に柔軟に対応できる施設使用制度等の新たな仕組みを検討し、戦略的かつ効率の良い施設の管理運営を推進する。

52-1. 平成 30 年度に決定した「九州大学における施設等の有効活用に関する指針」に定める「施設使用制度」に必要な運用基準等を策定する。

52-2. 全学的な省エネルギー活動を実施する。また、省エネルギー型機器の導入・更新を実施する。併せて、馬出地区病院施設の ESCO 事業（省エネ改修）を効率的に運用する。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

**【53】** グローバル化により多様化する学生・教職員に対し、事故を未然に防止するため、化学物質等に関する安全教育を実施する。また、災害時等における危機管理体制を見直すとともに、ストレスチェックやバリアフリー環境を整備する等、より安全で健康な教育研究環境を整備する。

53-1. オープン科目「環境と安全」の授業内容をより広い環境問題と安全について扱う内容に見直すことで受講者を増やす取組を行うなど、化学物質等に関する安全教育のさらなる充実を図るとともに、これまでの実施状況の検証を行う。

53-2. 災害対策マニュアルに基づき、実際に大規模災害が発生したことを想定した災害訓練を実施する。

53-3. ストレスチェックの集団分析の結果等を踏まえて受検率向上のための方策を見直すとともに、バリアフリー環境の整備を引き続き進める。また、これらについて、これまでの実施状況の検証を行う。

## 3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

**【54】** 法令遵守に関する管理責任体制を整備するとともに、グローバル化による多様な学生・教職員の法令遵守に関する周知や研修等を行う。また、法令遵守事項を網羅した「九州大学教員ハンドブック」を作成する。

54-1. 関係法令及び国の指針等に基づき、学内規則等の制定・改廃を行うとともに、昨年度に引き続き、規則等の英訳を進める。また、法令遵守に関する研修を実施し、学生・教職員への法令遵守の徹底及び意識向上を図り、法令遵守事項を網羅した「九州大学教員ハンドブック」の作成を行う。

54-2. 研究倫理教育の実施、リーフレット（日本語版・英語版）及びポスターの配布、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び本学の関係規程の周知徹底により、研究者の意識向上を図り、不正行為の防止に向けた取組を実施する。

54-3. 研究費の不正使用を防止するため整備した体制に基づき具体的な取組を実施するとともに、コンプライアンス教育の受講徹底等により研究者の意識向上を図るなど、研究費の不正防止に向けた取組を確実に実施する。

**【55】** サイバー空間を取り巻く環境及び社会制度の変化に対応し、個人情報や機密情報を適切に保護する体制やシステムを構築し運用する。また、非常時の構成員への情報提供システムを構築し、業務継続計画を策定する。

55-1. クラウドに移行したサーバを継続して運用する。また、情報セキュリティ対策基本計画を必要に応じて変更し、着実に実施する。

55-2. 非常時において構成員への情報提供を可能とする仕組みとして、ネットワーク、全学基本メール及び本学ホームページ関連の業務継続計画（BCP）の策定に着手する。

#### 4 広報・同窓生に関する目標を達成するための措置

（広報）

**【56】** 大学の関連情報を国内外へ積極的かつ効果的に発信するため、メディアとの緊密な関係構築による情報発信力の強化、また、国内外への重要な情報発信ツールである Web サイトを充実する等により、広報力を強化する。

56-1. 学内の情報の共有・収集のためスポークスパーソン・ミーティングを継続的に開催することで、関係部署との連携を強化し、国内外への発信力を高める。併せて、情報共有・情報収集のための体制を充実することにより、情報集約機能を強化する。また、引き続きメディアとの信頼関係の構築を進める。

（同窓生）

**【57】** 国内外の同窓会活動の支援、大学と同窓会の双方向からの情報交換、新たな同窓会設立支援等により、同窓会等の組織化を強化・拡充し、人的ネットワークの構築に積極的に取り組む。

57-1. 2018 年度末に会員制としてスタートした九州大学 CEO クラブを軌道に乗せるほか、様々な同窓生イベントの実施・参加・支援を通じて同窓生との情報交換・連携強化を進め、大学の人的ネットワークを拡充する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画  
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

10,416,480 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

該当なし

2 重要な財産を担保に供する計画

①九州大学病院「基幹・環境整備」及び「病院特別医療機械設備の整備」に必要となる経費の長期借入に伴い、本学病院の敷地及び建物について担保に供する。

IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充当する予定である。

## X その他

### 1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
・馬出団地 基幹・環境整備 (支障建物撤去等)	総額 3,976	施設整備費補助金 (1,967)
・馬出団地 実習棟改修 (R I 総合センター)		長期借入金 ( (独) 大学改革支援・学位授与機構) (1,936)
・塩原団地 総合研究棟改修Ⅱ (芸術工学系)		長期借入金 (民間借入) ( 0)
・馬出団地 ライフライン再生 (電気設備)		(独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 ( 73)
・馬出団地 ライフライン再生 (給排水設備)		
・春日原団地 ライフライン再生 (電気設備)		
・小規模改修		
・伊都団地 実験施設等施設整備事業(PFI)		
・伊都団地 総合研究棟 (理学系) 他 施設整備事業(PFI)		
・九州大学病院 高精度心臓・血管疾患診断システム 高精度多機能手術システム 高度診断支援システム 内視鏡診断・治療システム 採血採尿支援検査システム		

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。



## 2 人事に関する計画

- 前年度までに行った効果の検証及び制度改善を踏まえ、若手研究者、女性研究者及び外国人研究者を育成・支援するため、国際学会への派遣、英語論文執筆の支援、研究費助成、外部資金の獲得支援などを行う「研究活動基礎支援制度」や、「QRプログラム」等の学内支援制度を実施する。また、テニュアトラック制度の実施のほか、九州大学ルネッサンスプロジェクトを踏まえた支援方策の見直しを行う。
- 女性教職員を積極的に採用し、責任ある職位へ登用する。
- 女性教職員の支援やキャリア教育・相談活動等を実施する。
- 研究やその他の業務と育児等の両立が実現できる環境整備を行う。
- 事務職員の英語力に応じた体系的な研修を実施する。
- 人事給与マネジメント改革を促進するため、適正な業績評価基準について検討を行い、新たな年俸制を導入する。
- 昨年度構築した新たな雇用制度である「学術推進職」について周知のうえ、当該雇用制度の運用状況を把握し、高度な専門性を必要とする分野への展開・適用を図る。
- クロスアポイントメント制度等の各種制度の活用により外国人教員の増加を図る。

(参考1) 2019年度の常勤職員数 4,525人  
また、任期付き職員数の見込みを144人とする。

(参考2) 2019年度の人件費総額見込み 37,734百万円

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	41,069
施設整備費補助金	1,967
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	5,202
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	73
自己収入	57,453
授業料、入学金及び検定料収入	9,934
附属病院収入	46,768
財産処分収入	0
雑収入	751
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	17,530
引当金取崩	239
長期借入金収入	1,936
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	379
計	125,852
支出	
業務費	94,292
教育研究経費	48,287
診療経費	46,004
施設整備費	3,976
船舶建造費	0
補助金等	5,202
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	17,530
貸付金	0
長期借入金償還金	4,850
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	125,852

[人件費の見積り]

期間中総額 37,734 百万円を支出する (退職手当は除く)。

注) 「施設整備費補助金」のうち、2019 年度当初予算額 1,967 百万円。

## 2. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	125,020
業務費	109,953
教育研究経費	15,622
診療経費	27,644
受託研究費等	10,935
役員人件費	217
教員人件費	32,291
職員人件費	23,242
一般管理費	2,346
財務費用	420
雑損	0
減価償却費	12,299
臨時損失	0
収益の部	
經常収益	126,313
運営費交付金収益	41,068
授業料収益	8,470
入学金収益	1,411
検定料収益	259
附属病院収益	47,776
補助金等収益	4,666
受託研究等収益	12,267
寄附金収益	2,905
施設費収益	372
財務収益	8
雑益	2,608
資産見返運営費交付金等戻入	2,102
資産見返補助金等戻入	889
資産見返寄附金戻入	1,501
資産見返物品受贈額戻入	2
臨時利益	0
純利益	1,293
目的積立金取崩益	0
総利益	1,293

注) 総利益(1,293百万円)の要因は、附属病院に関する借入金の元金償還額相当の収入と当該借入金により取得した資産の減価償却費との差額等によるもの。

### 3. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	203,861
業務活動による支出	112,610
投資活動による支出	58,938
財務活動による支出	7,003
翌年度への繰越金	25,308
資金収入	203,861
業務活動による収入	120,583
運営費交付金による収入	40,396
授業料、入学金及び検定料による収入	9,934
附属病院収入	46,768
受託研究等収入	14,445
補助金等収入	5,202
寄附金収入	3,085
その他の収入	751
投資活動による収入	54,240
施設費による収入	2,040
その他の収入	52,200
財務活動による収入	1,936
前年度よりの繰越金	27,101

別表（学部の学科、学府の専攻等）

共創学部	共創学科	210 人	
文学部	人文学科	622 人	
教育学部		192 人	
法学部		778 人	
経済学部	経済・経営学科	602 人	
	経済工学科	370 人	
理学部	物理学科	228 人	
	化学科	258 人	
	地球惑星科学科	186 人	
	数学科	218 人	
	生物学科	190 人	
医学部	医学科	666 人	
	(うち医師養成に係る分野)	666 人	
	生命科学科	48 人	
	保健学科	542 人	
歯学部	歯学科	318 人	
	(うち歯科医師養成に係る分野)	318 人	
薬学部	創薬科学科	198 人	
	臨床薬学科	180 人	
工学部	建築学科	236 人	
	電気情報工学科	622 人	
	物質科学工学科	662 人	
	地球環境工学科	590 人	
	エネルギー科学科	388 人	
	機械航空工学科	666 人	
芸術工学部	環境設計学科	146 人	
	工業設計学科	186 人	
	画像設計学科	146 人	
	音響設計学科	146 人	
	芸術情報設計学科	154 人	
農学部	生物資源環境学科	910 人	
人文科学府	人文基礎専攻	53 人	
		(うち修士課程 32 人)	
		(博士後期課程 21 人)	
	歴史空間論専攻	67 人	
		(うち修士課程 40 人)	
		(博士後期課程 27 人)	
	言語・文学専攻	67 人	
		(うち修士課程 40 人)	
		(博士後期課程 27 人)	

地球社会統合科学府	地球社会統合科学専攻	225 人 〔うち修士課程 120 人 博士後期課程 105 人〕
人間環境学府	都市共生デザイン専攻	55 人 〔うち修士課程 40 人 博士後期課程 15 人〕
	人間共生システム専攻	49 人 〔うち修士課程 22 人 博士後期課程 27 人〕
	行動システム専攻	64 人 〔うち修士課程 34 人 博士後期課程 30 人〕
	教育システム専攻	65 人 〔うち修士課程 38 人 博士後期課程 27 人〕
	空間システム専攻	77 人 〔うち修士課程 56 人 博士後期課程 21 人〕
	実践臨床心理学専攻	60 人 〔うち専門職学位課程 60 人〕
	法学府	法政理論専攻
法務学府	実務法学専攻	135 人 〔うち専門職学位課程 135 人〕
経済学府	経済工学専攻	70 人 〔うち修士課程 40 人 博士後期課程 30 人〕
	経済システム専攻	96 人 〔うち修士課程 54 人 博士後期課程 42 人〕
	産業マネジメント専攻	90 人 〔うち専門職学位課程 90 人〕
理学府	物理学専攻	124 人 〔うち修士課程 82 人 博士後期課程 42 人〕
	化学専攻	181 人 〔うち修士課程 124 人 博士後期課程 57 人〕

数理学府	地球惑星科学専攻	124 人 〔うち修士課程 82 人 博士後期課程 42 人〕
	数理学専攻	168 人 〔うち修士課程 108 人 博士後期課程 60 人〕
システム生命科学府	システム生命科学専攻	270 人 〔うち博士課程 270 人 (5年一貫制)〕
医学系学府	医学専攻	428 人 〔うち博士課程 428 人〕
	医科学専攻	40 人 〔うち修士課程 40 人〕
	保健学専攻	84 人 〔うち修士課程 54 人 博士後期課程 30 人〕
	医療経営・管理学専攻	40 人 〔うち専門職学位課程 40 人〕
歯学府	歯学専攻	172 人 〔うち博士課程 172 人〕
薬学府	創薬科学専攻	146 人 〔うち修士課程 110 人 博士後期課程 36 人〕
	臨床薬学専攻	20 人 〔うち博士課程 20 人〕
工学府	物質創造工学専攻	106 人 〔うち修士課程 76 人 博士後期課程 30 人〕
	物質プロセス工学専攻	87 人 〔うち修士課程 60 人 博士後期課程 27 人〕
	材料物性工学専攻	87 人 〔うち修士課程 66 人 博士後期課程 21 人〕
	化学システム工学専攻	100 人 〔うち修士課程 70 人 博士後期課程 30 人〕
	建設システム工学専攻	72 人 〔うち修士課程 48 人 博士後期課程 24 人〕

	都市環境システム工学専攻	80 人 〔うち修士課程 56 人〕 〔博士後期課程 24 人〕
	海洋システム工学専攻	66 人 〔うち修士課程 42 人〕 〔博士後期課程 24 人〕
	地球資源システム工学専攻	64 人 〔うち修士課程 40 人〕 〔博士後期課程 24 人〕
	共同資源工学専攻	20 人 〔うち修士課程 20 人〕
	エネルギー量子工学専攻	86 人 〔うち修士課程 56 人〕 〔博士後期課程 30 人〕
	機械工学専攻	172 人 〔うち修士課程 124 人〕 〔博士後期課程 48 人〕
	水素エネルギーシステム専攻	87 人 〔うち修士課程 60 人〕 〔博士後期課程 27 人〕
	航空宇宙工学専攻	96 人 〔うち修士課程 60 人〕 〔博士後期課程 36 人〕
芸術工学府	芸術工学専攻	259 人 〔うち修士課程 184 人〕 〔博士後期課程 75 人〕
	デザインストラテジー専攻	71 人 〔うち修士課程 56 人〕 〔博士後期課程 15 人〕
システム情報科学府	情報学専攻	122 人 〔うち修士課程 80 人〕 〔博士後期課程 42 人〕
	情報知能工学専攻	135 人 〔うち修士課程 90 人〕 〔博士後期課程 45 人〕
	電気電子工学専攻	158 人 〔うち修士課程 110 人〕 〔博士後期課程 48 人〕
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻	116 人 〔うち修士課程 74 人〕 〔博士後期課程 42 人〕



	物質理工学専攻	116 人	
		〔うち修士課程	74 人〕
		博士後期課程	42 人〕
	先端エネルギー理工学専攻	104 人	
	〔うち修士課程	68 人〕	
	博士後期課程	36 人〕	
	環境エネルギー工学専攻	79 人	
	〔うち修士課程	52 人〕	
	博士後期課程	27 人〕	
	大気海洋環境システム学専攻	93 人	
	〔うち修士課程	60 人〕	
	博士後期課程	33 人〕	
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻	203 人	
		〔うち修士課程	132 人〕
		博士後期課程	71 人〕
	環境農学専攻	201 人	
	〔うち修士課程	132 人〕	
	博士後期課程	69 人〕	
	農業資源経済学専攻	41 人	
	〔うち修士課程	26 人〕	
	博士後期課程	15 人〕	
	生命機能科学専攻	260 人	
	〔うち修士課程	198 人〕	
	博士後期課程	62 人〕	
	生物産業創成専攻	14 人	
	〔うち博士後期課程	14 人〕	
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻	72 人	
		〔うち修士課程	60 人〕
		博士後期課程	12 人〕
	オートモーティブサイエンス専攻	63 人	
	〔うち修士課程	42 人〕	
	博士後期課程	21 人〕	
	ライブラリーサイエンス専攻	29 人	
	〔うち修士課程	20 人〕	
	博士後期課程	9 人〕	